

## 議案第39号

### 前橋市食品衛生に関する条例の改正について

令和2年3月3日提出

前橋市長 山本 龍

### 前橋市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

前橋市食品衛生に関する条例（平成20年前橋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めるとともに」を「に定めるもののほか」に改める。

第2条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第5条第1項並びに第7条第1項第1号及び第2項第1号中「別表第2」を「別表」に改める。

第8条第2項中「第10条、第11条第2項」を「第12条、第13条第2項」に、「第50条第3項」を「第50条第2項」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。